令和元年度　第３回新潟県後期高齢者医療懇談会　次第

日 時 ： 令 和 ２ 年 ２ 月 ６ 日 （ 木 ）
午後１時１５分～
場所：自治会館本館４階４０１会議室

1　開会

2　あいさつ

3　委員の紹介

4　懇談事項

（１）令和２年度及び令和３年度の保険料率改定（案）について　資料１

（２）第３次広域計画の改定について　資料２

5　その他

・令和２年度の新潟県後期高齢者医療懇談会の予定について　資料３

6　閉会

【配付資料】

資 料 1-1　：　令和２年度及び令和３年度保険料率の改定(案)について
資 料 1-2　：　後期高齢者医療制度に係る制度改正について
資 料 2　：　第３次広域計画改正案
資 料 3　：　令和２年度の新潟県後期高齢者医療懇談会の予定について

R 2.2.6（木）
第３回医療懇談会

資料１－１

令和２年度及び令和３年度保険料率の改定(案)について

■概要

・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、２年に一度の保険料率の見直しを実施
・国から示された基礎数値と、今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえて算定を行った結果、財源不足が見込まれるため、料率の引き上げを行うもの

■算定の条件

① 国から提示される基礎数値の変更
・後期高齢者負担率の増加　11.18% ⇒ 11.41%
・診療報酬改定　令和元年度改定分：▲0.07%　令和２年度改定分：＋0.10%

② 令和２年度以降に予想される状況
・平均被保険者数の減少 令和1 ： 375,457人 ⇒ 令和2 ： 373,556人 ⇒ 令和3 ： 369,055人
・一人当たり医療給付費の増加（診療報酬改定の影響を加味したもの）
　令和1 ： 699,881円 ⇒ 令和2 ： 706,318円 ⇒ 令和3 ： 712,523円

③ 令和２年度に行われる制度改正（料率とあわせて条例改正を行う）
・保険料賦課限度額の引き上げ　62 万円 ⇒ 64 万円
・保険料均等割軽減判定所得基準額の変更
　５割軽減：33 万円＋28 万円 ×被保険者数 ⇒ 33 万円＋28.5 万円 ×被保険者数
　２割軽減：33 万円＋51 万円 ×被保険者数 ⇒ 33 万円＋52 万円 ×被保険者数

■算定結果

（１）収支の見込み

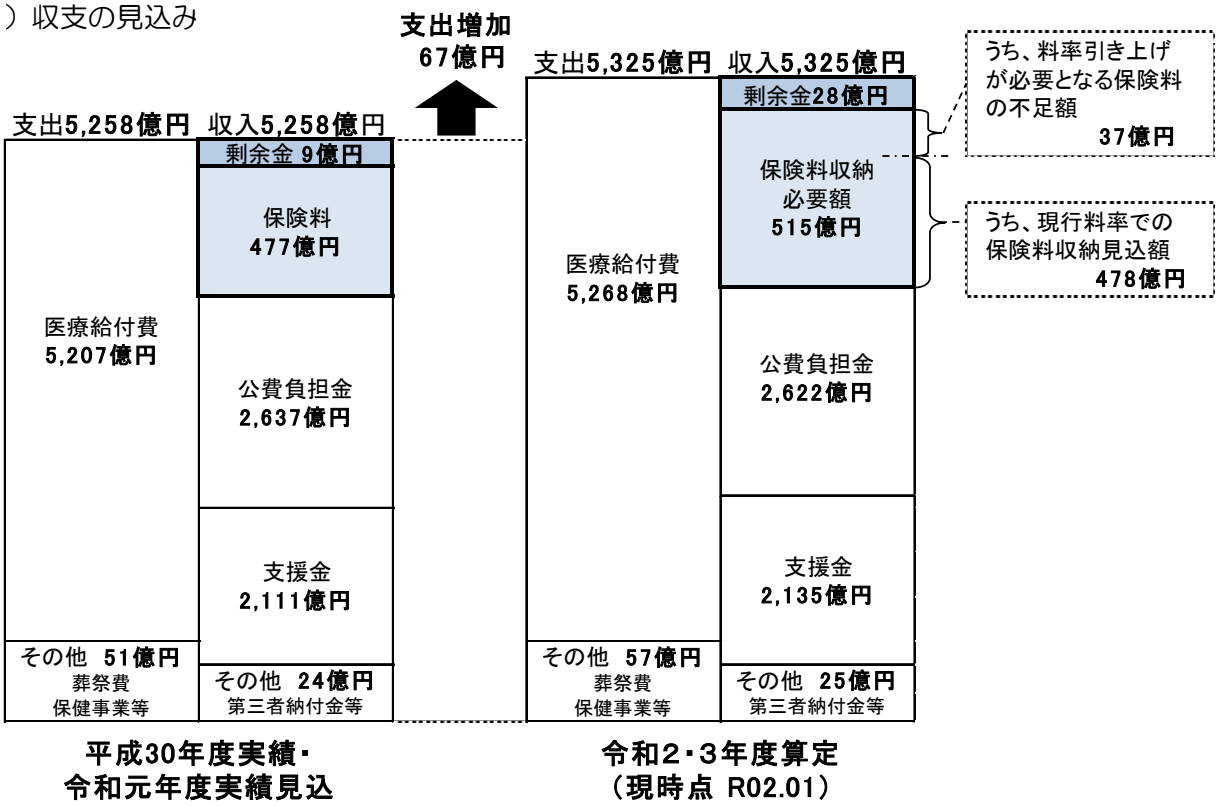

・平成 30 年度及び令和元年度において生じると見込まれる剰余金 28 億円 は全額活用する。
・新潟県設置の財政安定化基金（令和２・３年度に活用可能な金額は 18 億円 ）は、次回令和４・５年度以降の料率改定における団塊の世代の後期高齢者年齢到達に伴う医療費の増加を見据え、新潟県との協議の結果、今回は活用しないこととする。

（２）新保険料率（案）

現行の保険料率

均等割額　３６，９００円
所得割率　　７．４０％

平均保険料額（2年平均）※
①令和２・３年度と同一条件で算出
（軽減前）　６４，６６９円
（軽減後）　５０，３９３円
②令和元年度実績（12月異動賦課時点）
（軽減前）　６４，２８９円
（軽減後）　４８，５８５円

新保険料率（案）　（　）は現行の保険料率との比較

均等割額　**４０，４００円**（＋3,500円・＋9.49%）
所得割率　　**７．８４％**（＋0.44%）

平均保険料額（２年平均）※
（軽減前）**６９，６１２円**
（①との比較：＋4,943 円・＋7.64%）
（②との比較：＋5,323 円・＋8.28%）
（軽減後）**５３，９８９円**
（①との比較：＋3,596 円・＋7.14%）
（②との比較：＋5,404 円・＋11.12%）

※平均保険料額（２年平均）の額の変動には、料率改定以外の増加要因（軽減特例割合の見直しや賦課限度額の変更等の制度改正）も含まれている。①との比較は純粋な料率改定による影響を示しており、②との比較はその他要因を含む前年度実績からの増額分を示している。なお、（３）の表の増額分は、①との比較の場合における数値を示したものである。

（３）改定後保険料のモデルケース（単身世帯、年金収入のみの場合）

収入額	軽減の状況	現行料率による年間保険料	新料率案による年間保険料	増額分
80 万円以下	均等割７割軽減※1	11,000 円	12,100 円	1,100 円（月額 92 円）
150 万円	均等割 7.75 割軽減※2	8,300 円	9,000 円	700 円（月額 59 円）
180 万円	均等割５割軽減	38,400 円	41,300 円	2,900 円（月額 242 円）
220 万円	均等割２割軽減	79,100 円	84,800 円	5,700 円（月額 475 円）
300 万円	均等割 軽減なし	145,600 円	155,600 円	10,000 円（月額 834 円）

【※１ ※２については軽減特例見直しにより、均等割の軽減割合が以下のとおり変更となります。】
※１　令和元年度　８割軽減対象者は、令和２年度以降、本則の７割軽減となる。
※２　令和元年度　8.5 割軽減対象者は、令和２年度は 7.75 割軽減、令和３年度から、※１同様に本則の７割軽減となる。

■今後のスケジュール
令和２年２月２４日　議会２月定例会（条例改正案の提案）

R2.2.6（木）
第３回医療懇談会

資料１－１ 参考

保険料率算定における前回会議資料との変更点等

変更点	前回会議資料(R1.11)	今回（新料率(案)算定）	変更の主な理由
後期高齢者負担率	１１．３８％	１１．４１％	・厚生労働省事務連絡(R2.1.7）による
被保険者数(対前年度伸び率)	2年平均　371,256人 （▲０．８６％） 令和2年度　373,505人 （▲０．５２％） 令和3年度　369,007人 （▲１．２０％）	2年平均　371,306人 （▲０．８６％） 令和2年度　373,556人 （▲０．５２％） 令和3年度　369,055人 （▲１．２０％）	・算定時における直近(R1.11末)の被保険者数実績を考慮して再推計を行ったことによる
一人当たり医療給付費(対前年度伸び率)	2年平均　706,981円 （＋０．８０％） 令和2年度　704,086円 （＋０．７８％） 令和3年度　709,875円 （＋０．８２％）	2年平均　709,420円 （＋０．９０％） 令和2年度　706,318円 （＋０．９２％） 令和3年度　712,523円 （＋０．８８％）	・算定時における直近(R1.12支払分)の給付費実績及び令和２年度分の診療報酬改定を考慮して再推計を行ったことによる
医療給付費総額(対前年度伸び率)	2年平均　262,464百万円 （▲０．０８％） 令和2年度　262,979百万円 （＋０．２７％） 令和3年度　261,948百万円 （▲０．３５％）	2年平均　263,405百万円 （＋０．０６％） 令和2年度　263,849百万円 （＋０．４０％） 令和3年度　262,960百万円 （▲０．３４％）	・上記に伴う被保険者数（A）及び一人当たり医療給付費（B)の推計値の変更による ※医療給付費総額＝（A)×（B)
診療報酬改定	令和1.10改定分　▲0.07%	令和1.10改定分　▲0.07% 令和2. 4改定分　＋0.10%	・厚生労働省事務連絡(R2.1.7）による
賦課限度額	６２万円	６４万円	・厚生労働省事務連絡(R2.1.7）による
保険料軽減判定所得基準額	・５割軽減：33万円＋28万円×被保者数 ・２割軽減：33万円＋51万円×被保者数	・５割軽減：33万円＋28.5万円×被保者数 ・２割軽減：33万円＋52万円×被保者数	・厚生労働省事務連絡(R2.1.7）による
剰余金	２４億円	２８億円	・決算見込みの精査により、平成３０・令和元年度において生じる剰余金を全額活用
保険料率(現行料率との比較)	均等割額：４０，７００円 （＋３，８００円　＋１０．２９％） 所得割率：　７．９９％ （＋０．５９％）	均等割額：４０，４００円 （＋３，５００円　＋９．４９％） 所得割率：　７．８４％ （＋０．４４％）	・診療報酬改定等の基礎数値の変更 ・剰余金活用額の増加
平均保険料額	軽減前(2年平均)　70,054円 現行との比較 ①64,346円（＋5,708円　＋8.87%） ②　－　円（　－　）→ 記載なし 軽減後(2年平均)　54,315円 現行との比較 ①50,073円（＋4,242円　＋8.47%） ②46,929円（＋7,386円　＋15.74%）	軽減前(2年平均)　69,612円 現行との比較 ①64,669円（＋4,943円　＋7.64%） ②64,289円（＋5,323円　＋8.28%） 軽減後(2年平均)　53,989円 現行との比較 ①50,393円（＋3,596円　＋7.14%） ②48,585円（＋5,404円　＋11.12%）	・上記保険料率をもとに算定 前回資料では、現行との比較について、①料率改定の影響のみによる比較と②その他要因を含む比較が混在してわかりにくくなっていたため、今回資料では、それぞれ説明を加えて併記した。

上表の軽減後平均保険料額の比較から、右図のように料率改定とその他の制度改正による影響額を区別することができます。→

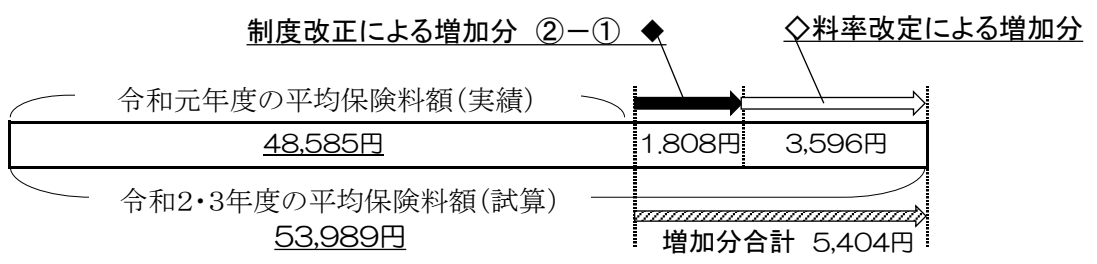

後期高齢者医療制度に係る制度改正について

令和２年度から以下の制度改正が行われます。

（１）均等割軽減対象者の拡充について

■概　要

令和２年度から低所得者の均等割額を減額する基準が見直され、対象者の拡充が行われます。

	現行	改正後
５割軽減	33 万円＋ 28 万円 ×世帯の被保険者数	33 万円＋ 28.5 万円 ×世帯の被保険者数
２割軽減	33 万円＋ 51 万円 ×世帯の被保険者数	33 万円＋ 52 万円 ×世帯の被保険者数

■影響人数及び影響額（新潟県全体）

	影響人数	影響額
５割軽減	963 人	19,308 千円
２割軽減	401 人	3,216 千円

※令和２年１月９日時点の標準システム情報に基づいた試算結果

（２）賦課限度額の引き上げについて

令和２年度から保険料の賦課限度額が、62 万円から 64 万円に 引き上げられます。

影響人数	備　　考
約 2,100 人	62 万円で据え置いた場合：約 2,200 人

また、今年度の制度改正で、来年度以降も継続するのは以下のとおりです。

均等割額の軽減割合見直しについて

■見直しの内容

① 今年度８割軽減対象者は令和２年度から７割軽減に見直し

② 今年度 8.5 割軽減対象者は令和２年に 7.75 割軽減に見直し（令和３年度は７割軽減に見直し）

<table>
<tr><td>～平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">均等割額　36,900 円/年</td><td colspan="2">均等割額　40,400 円/年</td></tr>
<tr><td>９割軽減
（3,690 円/年）</td><td>８軽減
（7,380 円/年）</td><td colspan="2">７割軽減
（12,120 円/年）</td></tr>
<tr><td colspan="2">8.5 割軽減
（5,535 円/年）</td><td>7.75 割軽減
（9,090 円/年）</td><td>７割軽減
（12,120 円/年）</td></tr>
</table>

■影響人数及び影響額（新潟県全体）

	令和２年度	令和３年度
８割軽減 （平成 30 年度まで９割軽減）	８割軽減➡７割軽減 63,251 人 255,534 千円	
8.5 割軽減	8.5 割軽減➡7.75 割軽減 87,759 人 265,910 千円	7.75 割軽減➡７割軽減 86,850 人 263,156 千円

※令和２年１月９日時点の標準システムの情報に基づいた試算結果

保険料軽減特例のこれまでの経緯

平成 20 年度の後期高齢者医療制度の施行以降、高齢者の医療の確保に関する法律に定める基準を超えて、低所得者や元被扶養者の負担軽減を目的に保険料軽減の特例措置がとられています。

平成 20 年度・平成 21 年度に軽減特例基準が定められると、その基準が平成 22 年度から平成 28 年度まで継続して実施されていましたが、平成 29 年度から高齢者と若者の世代間の公平を図るなどのため、段階的に特例措置を廃止し、法に定める基準どおりの軽減措置となるよう見直しが行われています。

平成 20 年度　後期高齢者医療制度施行

・所得割 5 割軽減を実施【低所得者負担軽減】

・元被扶養者の保険料を平成 20 年 9 月まで凍結【元被扶養者負担軽減】

平成 20 年 10 月

・均等割 7 割軽減世帯の保険料を 8.5 割軽減とする。【低所得者負担軽減】

・元被扶養者の保険料を平成 21 年 3 月まで均等割 9 割軽減【元被扶養者負担軽減】

平成 21 年度

・所得割 5 割軽減、均等割 8.5 割軽減を継続。新たに均等割 9 割軽減を実施。【低所得者負担軽減】

・元被扶養者の均等割 9 割軽減を継続【元被扶養者負担軽減】

平成 22 年度～平成 28 年度

・21 年度の特例措置を継続

平成 29 年度

・所得割軽減を 5 割軽減から 2 割軽減に縮小

・元被扶養者の均等割 9 割軽減を 7 割軽減に縮小

平成 30 年度

・所得割 2 割軽減を廃止

・元被扶養者の均等割 7 割軽減を 5 割軽減に縮小

平成 31（令和元）年度

・元被扶養者の均等割 5 割軽減の期間を制度加入後 2 年間に縮小

平成 28 年度の改正で、段階的に軽減措置の見直しが行われました。

・均等割 9 割軽減を 8 割軽減に縮小

令和２年度

・均等割 8 割軽減を 7 割軽減に縮小

・均等割 8.5 割軽減を 7.75 割軽減に縮小

令和３年度

・均等割 7.75 割軽減を 7 割軽減に縮小

平成 30 年度の改正で、段階的に軽減措置の見直しが行われています。

R 2.2.6（木）
第３回医療懇談会

資料２

（案）

新潟県後期高齢者医療広域連合

第３次広域計画

【平成30年度～令和４年度】

（２０１８年度～２０２２年度）

新潟県後期高齢者医療広域連合

※変更箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分

【 目次 】

１　広域計画の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　第３次広域計画の項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　第３次広域計画の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

４　広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること　・・・・・・・・・・　４

５　第３次広域計画の期間及び改定に関すること　・・・・・・・・・・・・　６

資料編

資料１　後期高齢者医療制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

資料２　被保険者の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

資料３　後期高齢者医療給付費の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・１２

資料４　広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施イメージとそれぞれの役割・・・・・・・・・・・１４

資料５　新潟県後期高齢者医療広域連合規約　・・・・・・・・・・・・１５

１　広域計画の趣旨

新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が作成する広域計画は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の７及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年新潟県市町村第１４０１号）第５条の規定に基づき、広域連合及び新潟県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に実施するために定めるものです。

広域連合におきましては、平成１９年１１月に第１次広域計画を作成、その後、平成２５年３月に第２次広域計画を作成し、後期高齢者医療に係る様々な施策等を実施してきました。

現在の広域計画の期間が平成２９年度で満了となることに伴い、今後も引き続き、関係市町村と緊密に連携・協力し、さらに安定的な事業運営を行っていくために、平成３０年度からの新潟県後期高齢者医療広域連合第３次広域計画（以下「第３次広域計画」）を作成します。

２　第３次広域計画の項目

第３次広域計画に記載する項目は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第５条で定められている次の項目とします。

（１）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

（２）広域計画の期間及び改定に関すること。

３　第３次広域計画の基本方針

第３次広域計画の基本方針は、次のとおりとします。

（１）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）をはじめとする関係法令に則るとともに、関係機関における高齢者の保健福祉、医療及び介護に関する諸施策との調和を図りながら事業を推進します。

（２）広域連合と関係市町村が互いに協調・協力し合うとともに、住民の意見を十分に反映しながら、住民サービスの向上に努めます。

（３）広域化によるスケールメリットを十分に活かして、医療給付の財政基盤を強化し、後期高齢者の医療を適正にかつ安定的に確保します。

（４）住民の利便性に配慮しながら、広域連合と関係市町村がその役割を明確にすることにより、事務処理の効率化を図ります。

４　広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

広域連合及び関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約等の規定に基づき、後期高齢者医療制度の実施について、次の事務を行います。

（1）被保険者の資格管理に関すること

広域連合は、被保険者台帳による被保険者資格の管理及び被保険者証等の交付決定をします。

関係市町村は、住民からの資格管理に関する申請及び届出等の受付、被保険者証等の引渡し及び返還の受付の窓口業務を行い、これらの情報を広域連合へ送付します。

また、被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図ります。

（2）医療給付の事務に関すること

広域連合は、医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管等を行います。

関係市町村は、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し等の窓口業務を行い、申請等の情報を広域連合へ送付します。

（3）保険料の賦課及び徴収に関すること

広域連合は、関係市町村が持つ所得情報等を活用して、保険料率の決定、保険料の賦課決定や減免決定、徴収猶予の決定等を行います。

関係市町村は、保険料の徴収及び保険料に関する申請の受付を行います。

（4）保健事業に関すること

広域連合は、効果的かつ効率的な保健事業を実施するため保健事業実施計画を策定し、関係市町村と連携・協力して必要な保健事業を行います。

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有する特性があります。

こうした特性を踏まえ、これまで実施してきた保健事業に加え、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取り組みを進める関係市町村を支援することなどにより、さらなる被保険者の健康寿命の延伸を目指します。

このため、広域連合は、保健事業を自ら実施するほか、保健事業の一部を委託契約に基づき関係市町村等に委託し事業の実施に必要な費用を委託事業費として交付します。

保健事業の委託を受けた関係市町村等は委託契約に定めた事業を適正に実施します。

（5）その他

後期高齢者医療制度の運営に当たっては、広域連合と関係市町村の間で、個人番号や住基情報などの情報連携が不可欠であり、広域連合と関係市町村が緊密に連携することにより、後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や問い合わせに対応します。

５　第３次広域計画の期間及び改定に関すること

第３次広域計画の期間は、平成３０年度から令和４年度までとし、その後は５か年を単位として見直しを行います。

ただし、第３次広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認めたときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。

資 料 編

資料１　後期高齢者医療制度
　（１）仕組み
　（２）財源構成

資料２　被保険者の状況
　（１）新潟県全体の被保険者数の推移
　（２）新潟県内市町村別

資料３　後期高齢者医療給付費の状況
　（１）新潟県全体の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移
　（２）新潟県内市町村別

資料４　広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施イメージとそれぞれの役割

資料５　新潟県後期高齢者医療広域連合規約

資料１

後期高齢者医療制度

（１）仕組み

後期高齢者医療制度は、７５歳以上の後期高齢者と、６５歳から７４歳までの一定の障がいのある方を対象とした医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位で全市町村が加入して設立する広域連合が行うこととされていますが、被保険者の利便性を確保するため、各種申請や受付等の窓口事務や保険料の徴収事務は市町村が行います。

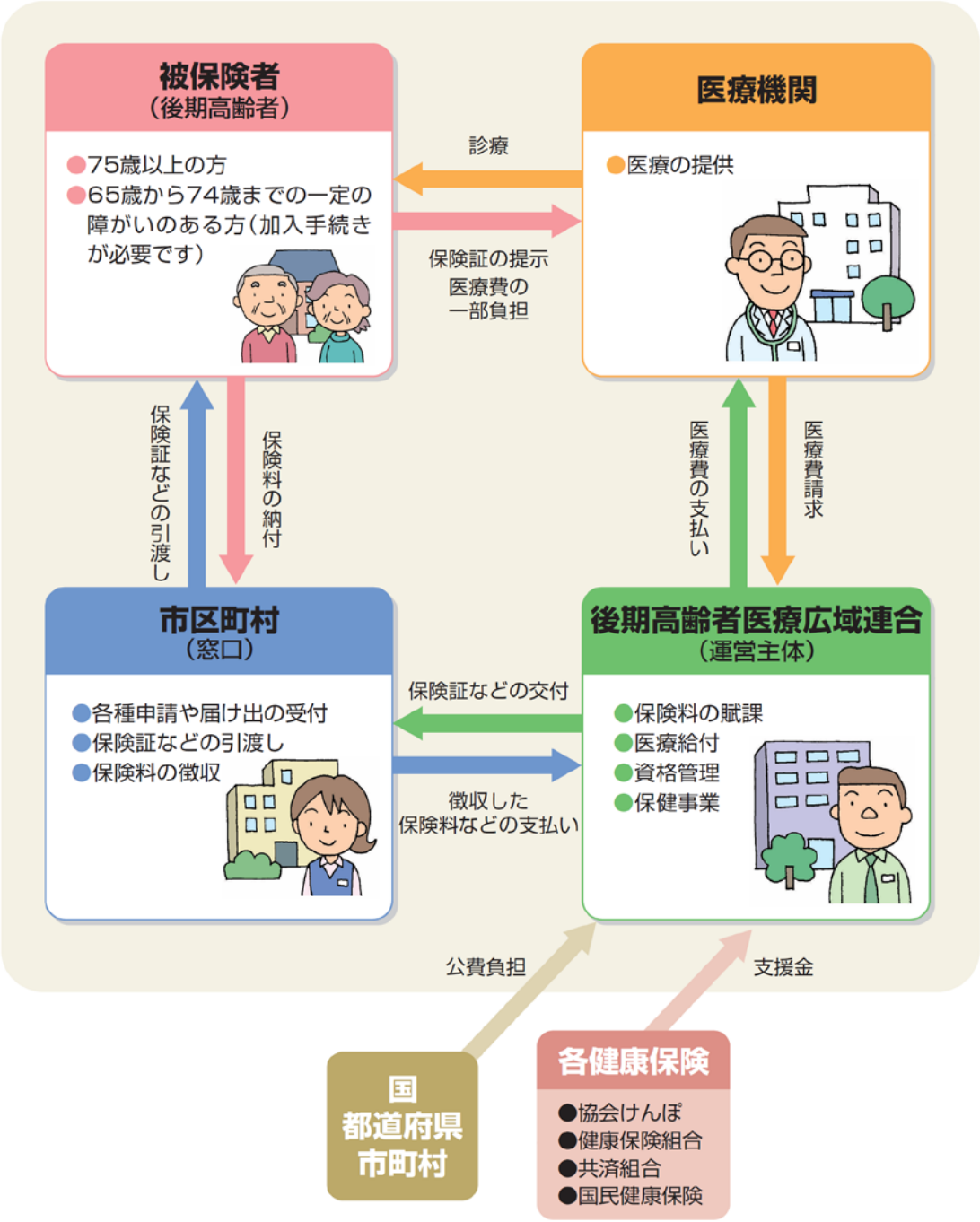

（２）財源構成

後期高齢者医療費の財源構成は、下表のように一部負担金（医療機関窓口での自己負担額）を除いた医療給付費を、保険料で約１割、支援金（現役世代の保険料）で約４割、公費で約５割を負担することとしています。

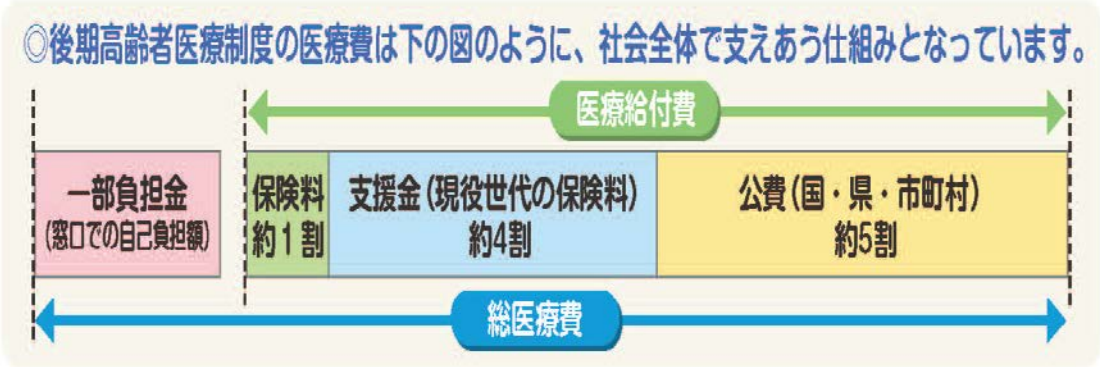

＊ 現役並み所得者（一部負担金３割）の医療給付費は、公費負担の対象外となっており、保険料以外の部分は支援金（現役世代の保険料）で賄われています。

資料２

被保険者の状況

（１）新潟県全体の被保険者数の推移

【実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
被保険者数（人）	320,929	327,966	334,143	342,241	347,090
対前年度比（%）	－	102.19	101.88	102.42	101.42

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
被保険者数（人）	353,158	354,835	357,341	361,434	367,803
対前年度比（%）	101.75	100.47	100.70	101.15	101.76

＊　被保険者数は、各年度４月１日現在

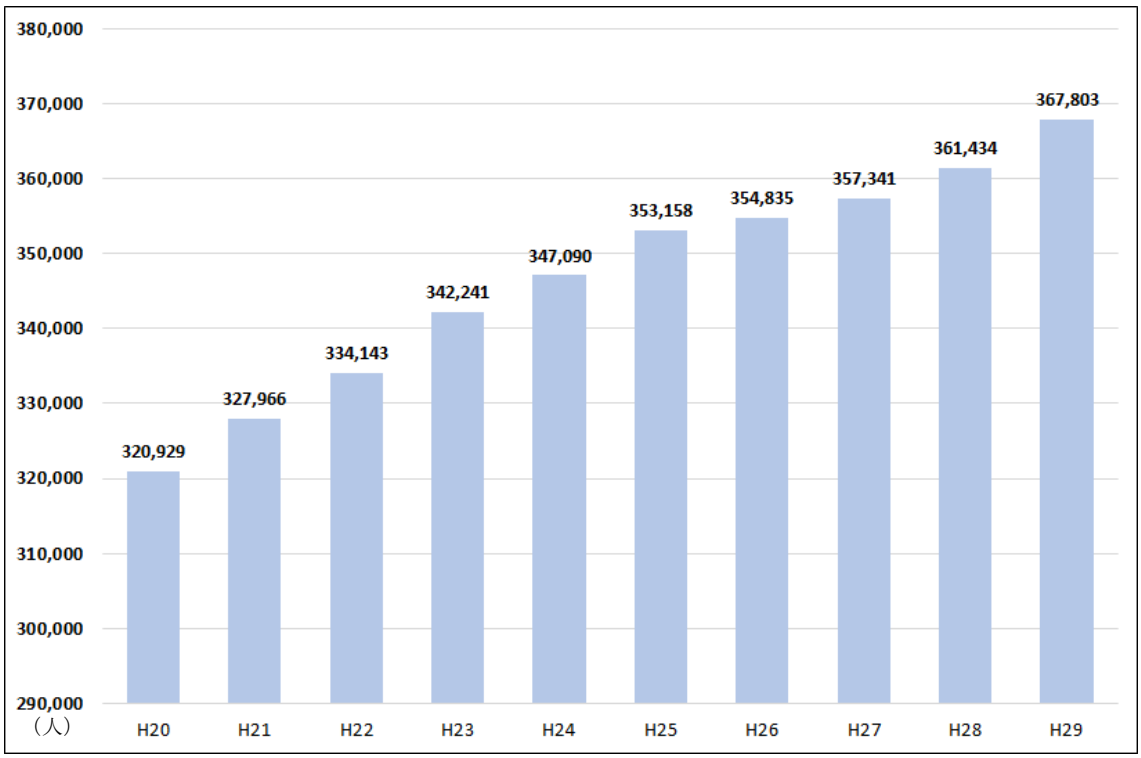

（２）県内市町村別（平成 29 年４月１日現在）

市町村名	被保険者数（人）	対前年度比（%）	新潟県全体に占める構成比（%）
新潟市	109,958	102.77	29.90
長岡市	42,185	101.54	11.47
三条市	15,776	102.11	4.29
柏崎市	14,772	100.19	4.02
新発田市	15,887	101.46	4.32
小千谷市	6,268	100.40	1.70
加茂市	5,078	100.77	1.38
十日町市	11,311	101.04	3.08
見附市	6,540	101.84	1.78
村上市	12,635	100.72	3.44
燕市	12,148	103.23	3.30
糸魚川市	9,484	102.83	2.58
妙高市	6,360	101.45	1.73
五泉市	9,196	100.88	2.50
上越市	31,642	101.63	8.60
阿賀野市	7,225	101.35	1.96
佐渡市	13,769	99.59	3.74
魚沼市	7,168	101.30	1.95
南魚沼市	9,684	100.49	2.63
胎内市	5,150	102.00	1.40
聖籠町	1,665	100.91	0.45
弥彦村	1,216	103.05	0.33
田上町	2,005	103.08	0.55
阿賀町	3,354	99.47	0.91
出雲崎町	1,100	97.43	0.30
湯沢町	1,496	103.24	0.41
津南町	2,459	98.01	0.67
刈羽村	746	101.08	0.20
関川村	1,402	98.59	0.38
粟島浦村	124	104.20	0.03
計	367,803	101.76	100.00

資料３

後期高齢者医療給付費の状況

（１）新潟県全体の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移

【実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医療給付費総額（億円）	2,090	2,170	2,263	2,337	2,359
対前年度比（%）	-	103.83	104.29	103.25	100.92
一人当たり医療給付費（円）	645,428	657,509	671,949	679,047	675,110
対前年度比（%）	-	101.87	102.20	101.06	99.42

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療給付費総額（億円）	2,416	2,429	2,496	2,501
対前年度比（%）	102.45	100.54	102.74	100.21
一人当たり医療給付費（円）	683,425	683,557	695,210	687,284
対前年度比（%）	101.23	100.02	101.70	98.86

＊　平成20年度分は、後期高齢者医療制度が平成20年4月に施行されたため、老人保健制度の3月診療分と後期高齢者医療制度の4月診療分～2月診療分の合計値

＊　一人当たり医療給付費は年間平均被保険者数により算出

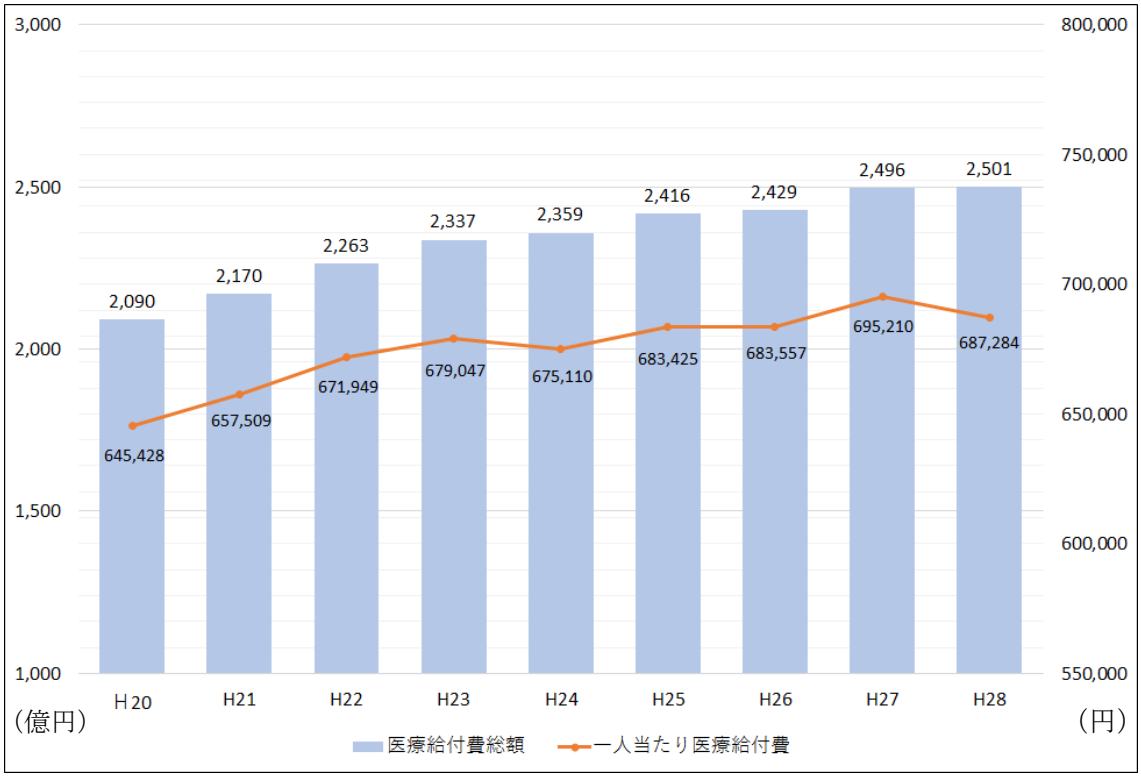

（２）県内市町村別

市町村名	平成２８年度				一人当たり医療給付費の推移		
	医療給付費総額（千円）	対前年度比（%）	一人当たり医療給付費（円）	対前年度比（%）	平成２７年度	平成２６年度	平成２５年度
新潟市	82,072,479	102.05	758,610	99.64	761,376	748,218	748,408
長岡市	27,301,718	99.27	654,137	98.10	666,838	648,492	645,189
三条市	10,587,497	101.72	679,513	99.87	680,422	673,526	673,399
柏崎市	9,929,271	100.30	677,535	99.15	683,344	661,290	661,559
新発田市	9,756,506	101.15	619,264	100.07	618,838	611,334	618,727
小千谷市	4,163,728	98.60	668,442	98.43	679,129	630,365	641,782
加茂市	3,299,712	96.34	651,731	95.48	682,578	675,721	684,682
十日町市	6,420,822	98.57	571,197	98.33	580,903	588,801	605,238
見附市	4,334,159	99.38	670,404	97.65	686,507	659,803	667,080
村上市	8,857,411	98.56	704,871	98.05	718,916	697,757	678,548
燕市	7,864,968	105.30	658,928	102.06	645,610	630,644	640,602
糸魚川市	6,394,667	102.43	680,428	100.40	677,708	639,592	656,037
妙高市	4,262,196	95.89	676,110	95.10	710,970	715,802	723,431
五泉市	6,057,637	101.19	660,449	100.32	658,344	649,641	641,198
上越市	20,925,049	96.79	668,917	95.87	697,700	696,969	700,210
阿賀野市	4,781,201	98.66	668,512	98.59	678,071	655,915	654,300
佐渡市	8,989,348	97.11	652,111	98.32	663,281	652,837	644,743
魚沼市	4,450,777	100.54	625,636	100.18	624,537	662,752	635,398
南魚沼市	6,418,985	101.84	665,939	101.71	654,760	678,514	673,586
胎内市	3,488,582	96.18	684,573	95.14	719,536	689,566	659,078
聖籠町	1,053,589	90.27	635,458	89.83	707,383	643,140	651,629
弥彦村	676,096	93.89	564,354	91.38	617,609	647,686	633,920
田上町	1,273,778	107.75	644,625	104.59	616,356	628,407	666,097
阿賀町	2,294,401	102.08	680,629	102.47	664,194	668,293	685,052
出雲崎町	661,618	92.08	590,730	93.39	632,522	618,346	667,107
湯沢町	822,309	102.73	557,498	99.67	559,340	584,299	555,987
津南町	1,312,198	87.39	528,473	89.11	593,027	586,233	577,879
刈羽村	477,146	94.11	642,189	93.22	688,872	621,690	572,006
関川村	1,106,814	104.20	784,418	105.23	745,437	694,088	729,645
粟島浦村	78,850	115.89	641,058	107.41	596,829	577,019	597,652
計	250,113,512	100.21	687,284	98.86	695,210	683,557	683,425

資料４

広域連合と関係市町村における高齢者の保健事業と介護予防の
一体的な実施イメージとそれぞれの役割

健康寿命の延伸

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

市町村の役割

後期高齢者
医療担当部署

国民健康保険
担当部署

・庁内各部局間の連携体制を整備
・事業の基本的な方針を作成
・事業の企画・関係団体との連携
・事業を適正に実施

健康づくり
担当部署

介護保険
担当部署

広域連合の役割

・健康課題の情報提供
・事業の推進に向けた意見交換等を行う機会の提供
・事業の一部を委託し、実施に必要な費用を交付
・関係市町村の事業評価の支援

資料５

新潟県後期高齢者医療広域連合規約

平成１９年２月２７日
新潟県市町村第１４０１号

（広域連合の名称）

第１条　この広域連合は、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する地方公共団体）

第２条　広域連合は、新潟県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（広域連合の区域）

第３条　広域連合の区域は、新潟県の区域とする。

（広域連合の処理する事務）

第４条　広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第１に定める事務については、関係市町村において行う。

⑴　被保険者の資格の管理に関する事務

⑵　医療給付に関する事務

⑶　保険料の賦課に関する事務

⑷　保健事業に関する事務

⑸　その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第５条　広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第３項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

⑴　後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

⑵　広域計画の期間及び改定に関すること。

（広域連合の事務所）

第６条　広域連合の事務所は、新潟市内に置く。

（広域連合の議会の組織）

第７条　広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、30人とする。

２　広域連合の議会は、関係市町村の議会の議員により組織する。

（広域連合議員の選挙の方法）

第８条　広域連合議員は、各関係市町村の議会の議員のうちから、当該関係市町村の議会において１人を選出する。

２　関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

（広域連合議員の任期）

第９条　広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期による。

２　広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

３　広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

（広域連合の議会の議長及び副議長）

第10条　広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長１人を選挙しなければならない。

２　議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

（広域連合の執行機関の組織）

第11条　広域連合に広域連合長及び副広域連合長１人を置く。

２　広域連合に会計管理者を置く。

（広域連合の執行機関の選任の方法）

第12条　広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

２　前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

３　広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

４　副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

５　会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

（広域連合の執行機関の任期）

第13条　広域連合長及び副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

（補助職員）

第14条　第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第15条　広域連合に選挙管理委員会を置く。

２　選挙管理委員会は、４人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

３　選挙管理委員は、関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

４　選挙管理委員の任期は、４年とする。

（監査委員）

第16条　広域連合に監査委員２人を置く。

２　監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ１人を選任する。

３　監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては４年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあっては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（広域連合の経費の支弁の方法）

第17条　広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

⑴　関係市町村の負担金

⑵　事業収入

⑶　国及び新潟県の支出金

⑷　その他の収入

２　前項第１号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第２の負担割合等により、広域連合の予算において定めるものとする。

（市町村長協議会）

第18条　広域連合に、その運営に関する重要事項を審議するため、関係市町村の長で構成する市町村長協議会を置くものとする。

２　市町村長協議会の運営に関する事項は、条例で定める。

（補則）

第19条　この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成19年３月１日から施行する。ただし、第11条第２項及び第12条第５項の規定は、同年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年３月31日までの間においては、第４条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

３　施行日から健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第７条の規定の施行の日の前日までの間における第４条及び別表第２の規定の適用については、同条中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第７条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「改正後の高齢者医療確保法」という。）」と、同表中「高齢者医療確保法」とあるのは「改正後の高齢者医療確保法」とする。

４　広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第２項の規定にかかわらず、新潟市新光町４番地１（新潟県自治会館本館）にて行うものとする。

５　施行日から平成19年３月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条中、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」とする。

６　施行日以後、広域連合長が選任されるまでの間、施行日前日において新潟県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の会長の職にあった者が、広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行うものとする。

附　則（平成20年３月31日新潟県市町村第１３５７号）

この規約は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月 30 日新潟県市町村第１３７０号）

この規約は、平成22年３月31日から施行する。

附　則（平成25年２月８日新潟県知事に届出）

この規約は、平成25年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

	関係市町村において処理する事務
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2	被保険者証及び資格証明書の引渡し
3	被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5	保険料に関する申請の受付
6	上記事務に付随する事務

別表第２（第17条関係）

区　　分		負担割合等
共通経費	均　等　割	10％
	高齢者人口割	40％
	人　口　割	50％
医療給付に要する経費		高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
保険料その他の納付金		高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額

備考

１　上表中「共通経費」とは、広域連合の運営に必要な事務経費等で、関係市町村で分担する負担金をいう。

２　上表中「均等割」とは、前年度の３月31日における関係市町村の数により算出するものをいう。

３　上表中「高齢者人口割」とは、前年度の３月31日における関係市町村の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口の割合により算出するものをいう。

４　上表中「人口割」とは、前年度の３月31日における関係市町村の住民基本台帳に基づく人口の割合により算出するものをいう。

第３次広域計画

平成３０年　３　月　策定

令和２年　４月　一部改定

新潟県後期高齢者医療広域連合

R 2.2.6（木）
第３回医療懇談会

資料３

令和２年度の新潟県後期高齢者医療懇談会の予定について

開催時期と議題（予定）

開催月	議題と内容
令和２年７月	○第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく保健事業について ・令和元年度実績（速報）の報告
令和２年 11 月	○第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく保健事業について ・令和元年度実績の報告 ○第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の見直しについて ・見直し内容（途中経過）の報告 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について ・実施市町村での取組み状況の報告
令和３年２月	○第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の見直しについて ・見直し内容の報告